

事務連絡
令和2年3月4日

(公社)岡山県医師会 }
(一社)岡山県病院協会 } 御中

岡山県保健福祉部医療推進課

医療施設等における感染症患者が増加した場合の各対策の移行について

医療施設等における新型コロナウイルス感染症対策については、「医療施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月27日付け事務連絡）などでお示ししているところです。

「新型コロナウイルス感染症対患者が増加した場合の各対策の移行について」が国において策定され、その中で、今後の患者の増加に備え、事前に今後に向けた準備を進めていくこととされていることから、以下の点に特に留意していただきますよう、貴所属の会員への周知をお願いいたします。

記

1 院内感染対策の徹底

- (1) 一般の医療機関においても新型コロナウイルスに感染した患者が受診することから、より一層、院内感染対策を徹底すること。
- (2) 医療従事者は標準予防策に加えて、飛沫・接触感染予防策を徹底し、また、全ての外来患者に対して受診前後の手指衛生を心がけ、咳などの症状のある患者はマスクを着用してから受診するよう案内し、医療機関においても患者への手指衛生の啓発・支援や患者・医療従事者の触れる箇所や物品の消毒等に努める。さらに、医療機関は、新型コロナウイルス感染症が疑われる方が受診する際には、あらかじめ受診時間を伝える等により他の患者との受診時間をずらす、又は待合室を別にするなど時間的・空間的に他の患者と分離するなどして十分な感染予防策を講ずる。

2 慢性疾患等を有する定期受診患者等に係る電話等を用いた処方等

- (1) 医療機関において新型コロナウイルスの感染が拡大することを防止する観点から、慢性疾患等を有する定期受診患者等が継続的な医療・投薬を必要とする場合に、電話や情報通信機器を用いた診療によりファクシミリ等による処方箋情報の送付等の対応が必要なケースについて、あらかじめ、その取扱いに関する留意点を示しているため、適切な運用を行うこと。

(参考)

- 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について
(令和2年2月27日付け事務連絡)